

インバウンド向け着地型旅行商品造成事業 企画提案書作成要領及び業務仕様書

1 仕様概要

本仕様書は、インバウンド向け着地型旅行商品造成事業業務委託（以下「本業務」という）の基本的な業務内容及び要件等を定めるものであり、受託者は本仕様書に従って業務を執行するものとします。ただし、業務内容の詳細については、市と受託者との協議のうえ決定することとします。

2 事業の目的

本事業では、近年増加傾向にある外国人観光客（インバウンド）に対応し、滞在時間の延長やそれに伴う観光消費額の増を目的として、インバウンド向けの着地型旅行商品（観光体験等）の発掘や磨き上げによる商品造成に向けた調査事業を行うものです。

本市において、外国人観光客数は近年増加傾向にあるものの、滞在時間の延長や来訪者の再訪意識に訴求する観光体験等の滞在型コンテンツが不足している現状があります。外国人旅行者においても、「個人旅行化」や「モノからコトへの嗜好性の変化」が進んでいることから、来訪者ニーズを捉えた観光体験等の企画・造成が課題となっています。

本事業では、本市の外国人宿泊者数の75%以上のシェアを占める香港、台湾、中国、韓国等の東アジア圏域からのインバウンドをメインターゲットとし、その嗜好性や心に刺さる観光体験等の造成を目指し、モニター調査等を実施するものです。また、本事業を通して、外国人観光客向けに観光体験等を供する団体の維持・拡充や育成等、受地の整備を図ることを目指します。

3 業務概要

本業務は、本市を来訪する外国人観光客が本市観光をより楽しめる環境、体制づくりを目指すものであり、メインターゲットとする東アジア圏域からのインバウンドのニーズを捉えた着地型旅行商品（観光体験等）の企画・造成を行い、造成した旅行商品のモニター調査等の調査・分析を実施するものです。

4 業務場所

指宿市内等

5 業務内容

本業務では、原則として次の(1)～(4)に定める業務を最低限実施することとします。これらの業務内容を基本とし、事業者において魅力ある企画・提案をしてください。また、本業務で造成する着地型旅行商品（観光体験等）数は最低3件、アンケート調査を行うサンプル数は最低100名とします。

(1) 受入体制の構築・観光体験等の企画・造成

① 受入体制（組織、人員配置）の構築

② 観光体験を実施する組織やガイド等との連携による商品造成に向けた調整・検討

- ③ 専用ホームページの作成（日本語以外の多言語化対応。※英語は必須とします）
- ④ メールや電話、Fax 等による申込受付対応の整備
- ⑤ 専門家等の招請による観光体験等の磨き上げ・発掘の実施
- ⑥ モニター体験の周知・広告（Web、紙媒体、チラシ等）

(2) モニター実証・アンケート調査

- ① モニターの招請及び獲得
- ② 企画・造成した旅行商品のモニター実証，アンケート調査の実施
- ③ 体験受入先との調整，体験料の決済等

(3) アンケート調査の内容（最低限，調査すべき項目）

- ① 体験者（モニター）の属性（国・地域，性別，年齢層等）
- ② 体験内容に関する満足度評価（内容，価格帯等）
- ③ 体験内容でよかった点，並びに，課題・改善点等（自由記述）
- ④ 旅行・来市目的，モニター体験に参加した理由等
- ⑤ 指宿（もしくは日本）で体験してみたい，興味があるコト
- ⑥ 旅行日程（泊数，ルート等）
- ⑦ 交通手段（指宿市まで，並びに，市内での移動手段）
- ⑧ 指宿の観光情報を収集した媒体及び方法
- ⑨ 指宿市及び周辺において，体験者が認知している観光スポットや素材等

(4) 分析・報告（報告書への記載を求めるもの）

- ① アンケート調査結果の数値化（グラフ等で見える化）及び分析
- ② 観光体験に対する課題・改善点の洗い出し，抽出 等
- ③ 観光体験に対するニーズの洗い出し，抽出 等
- ④ 次年度以降の取組みに向けた提案 等

(5) その他

本仕様は，市が最低限実施が必要と考えているものであり，事業者の専門的な見地から，本仕様書に記載のない，魅力ある旅行商品の企画や分かりやすい調査・分析を提案，実施するものとします。

(6) 業務期間

契約締結日から令和2年3月6日（金）まで

(7) 主な成果品

本業務に係る成果品は以下のとおりとします。

- ① 事業実績報告書 2部

※事業実績報告書に，アンケート調査・分析の結果報告を含むものとします。

6 その他

(1) 打ち合わせ

本業務の遂行にあたり、必要に応じて市と定期的に打ち合わせを行うこととします。

(2) 追記事項

- ・ 本仕様書に明記されていない事項で、本業務の目的達成のために必要と思われるものについては、市と受託者の双方で協議し、決定することとします。
- ・ 成果物等の所有権は、指宿市に帰属します。なお、業務期間終了後であっても、受託者は業務内容及び成果物についての市からの問い合わせ等に対応することとします。
- ・ 受託者は、本業務により知り得た情報を第三者に漏洩してはいけません。

7 提出・連絡先

〒891-0497 鹿児島県指宿市十町 2424 番地

指宿市役所産業振興部観光課観光企画係 担当：梶原

電話：0993-22-2111（内線 328） Fax：0993-23-4987

E-mail：kanko@city.ibusuki.jp